

令和6年度 鹿屋市「地域おこし協力隊」

【観光イノベーター】募集要項

【募集の背景・目的】

「黒羽子観光農園」は、大隅半島中央部の鹿屋市吾平町にあり、観光農園周辺には、初代天皇神武天皇の御父君、御母君の御陵である「吾平山上陵」や平成6年に開園した「鹿児島県立大隅広域公園」などの施設があります。

観光農園は、大隅広域公園の開園に先駆けて、平成5年に開園しましたが、近年、高齢化等による担い手の減少及び栽培面積、品目が減少しているのが現状です。現在、4人の農業経営者でいちごやぶどう等を栽培し、観光農園を継続していますが、この地域をより活性化させていくために、「半農半X」や「スマート農業」など新たな視点を持ち、自らも農家として観光農園を盛り上げたい地域おこし協力隊を募集します。

【活動内容】

- 1 観光農園の立地に適した、作物（品種）の試験栽培並びに、各園で栽培している果樹等の栽培知識及び栽培技術の習得
- 2 観光農園経営者となるための経営計画の策定及び就農に向けた準備（場所の決定、施設、機械、苗等の購入、資金等の準備）
- 3 観光農園来園者へのおもてなし
- 4 観光農園の情報発信
- 5 観光農園管理組合員との連携
- 6 その他（行政が行う地域行事等の手伝いなど）

【応募対象者】

- 1 活動期間終了後、本市で定住・就農し、観光農園の新たな担い手となることができる人
- 2 心身が健康で、誠実に業務に取り組める人
- 3 地域に溶け込む意欲があり、地域住民とともに地域活動に取り組める人
- 4 現在、3大都市圏又は地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住し、採用後に住民票を鹿屋市に異動し居住できる人
- 5 普通自動車運転免許を取得している人（AT限定は原則不可です。）
- 6 Word、Excel等の基本的な操作技術を有する人
- 7 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

【募集人員】

地域おこし協力隊員 1名（家族を伴った着任可）

【勤務地】

鹿屋市内（主に鹿屋市吾平町 黒羽子観光農園）

【勤務時間】

原則、平日の午前8時30分から午後5時まで

※ 観光農園管理組合の会議・打合せ、地域行事等により、勤務時間を振り替える場合があります。

【休日】

休日は、原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの間としますが、勤務の都合（イベントへの参加等）で休日を振り替える場合があります。

その他、有給休暇及び特別休暇があります。

【雇用の形態及び期間】

- 1 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用します。
- 2 採用期間は、採用日から令和7年3月31日までとし、原則として年度ごとに任用し、最長で令和9年7月31日まで延長できるものとします。
※ 予算等の状況により延長しない場合があります。
- 3 隊員としてふさわしくないと判断した場合には、採用期間中であっても解任することができるものとします。

【報酬】

- 1 月額200,000円
- 2 その他期末手当、勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当

【待遇・福利厚生】

- 1 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- 2 隊員期間中の住居にかかる家賃は市が負担します。ただし、転居に係る費用や生活必需品、光熱水費等は自己負担となります。
- 3 活動に使用する車両及びパソコンは市が貸与します。なお、車両に係る燃料費については、予算の範囲内で市が費用を負担します。
- 4 活動に必要な消耗品等については、予算の範囲内で市が提供します。
- 5 活動に必要な旅費については、予算の範囲内で市が支給します。

【募集期間】

令和6年3月1日（金）～令和6年5月31日（金）必着

※ 応募受付期間は延長することがあります。

【応募書類】

- 1 応募用紙・レポート（鹿屋市ホームページよりダウンロード）
- 2 住民票抄本（募集開始日以降に取得し、現在の状況を証明するもの）
- 3 普通自動車運転免許の写し

【応募方法】

「鹿屋市地域おこし協力隊応募書類在中」と封書に明記し、下記の提出場所へ郵送にてお送りください。

【提出場所・問合せ先】

鹿屋市吾平総合支所産業建設課 地域おこし協力隊担当

〒893-1192 鹿児島県鹿屋市吾平町麓 3317 番地

電話：0994-58-7111 FAX：0994-58-8415

E-mail：aira-sangyo@city.kanoya.lg.jp

【選考の流れ】

- 1 第1次選考（書類審査）
 - ・ 選考後、審査結果をお知らせします。
 - ・ 合格通知後に市担当者とオンラインによる事前面談を行います。活動内容や疑問に思うことなどをご確認ください。（選考面接ではありません）
- 2 第2次選考審査（面接）
 - ・ 第1次選考合格者を対象に面接による選考を行います。
 - ・ 第2次選考審査前日の午後、希望者を対象に、協力隊活動への理解を深めることを目的に活動予定地の観光農園や周辺集落等の視察等を実施します。
 - ・ 原則、応募に要する経費、面接に要する経費等は、応募者の負担となります。
 - ・ 状況によっては、オンラインで面接を行う場合があります。
 - ・ 詳細については、対象者に別途連絡します。
- 3 最終選考結果の通知
最終選考結果は、第2次選考終了後に文書で通知します。
- 4 採用決定
 - ・ 着任予定日は令和6年8月1日（募集時期により随時変更）としますが、採用予定者の事情も考慮のうえ、決定しますのでご相談ください。
 - ・ 採用決定後、活動内容の調整や雇用手続等の連絡調整を行います。
 - ・ なお、採用日に辞令書を交付します。

【本地域おこし協力隊員への支援】

隊員期間終了後の定住・就農に向け、以下について市が伴走支援を行います。

- 1 就農に向けた支援
 - (1) 他市町の観光農園等による技術研修
 - ・ 作物の栽培に係る技術習得研修
 - (2) スキルアップを図る各種研修への参加
 - ・ 農業基礎講座、農業簿記基礎講座、その他鹿児島県立農業大学校等が実施する各種研修
 - (3) 認定新規就農者の認定を受けるための「青年等就農計画」の作成
 - ・ 認定新規就農者は、就農開始資金及び青年等就農資金などの国の支援制度を活用可能
 - (4) 経営開始資金の申請手続き
 - ・ 国の制度：就農後の生活資金の支給
 - (5) 施設、機械等の導入に係る補助事業申請

- ・ 農業用ハウス導入（国の制度：活動火山周辺地域防災営農対策事業）
 - ・ 新品・中古機械導入（国の制度：経営発展支援事業、市の制度：移住・定住者就農支援事業、農業未来バンク）
- (6) 農地の取得・賃貸借
- ・ 農業委員会の斡旋希望情報を活用した農地の情報提供、農地中間管理事業による貸借手続支援等
- (7) デジタル田園都市国家構想交付金の活用による、地方創生に資する観光拠点施設整備の支援
- (8) 苗等の購入支援
- ・ 観光農園内で、栽培に取り組む果樹等の種子、苗等の購入に対しての支援
- 2 定住に向けた支援
- (1) 移住後の住居確保
- ・ 空き家バンクの紹介及び移住・定住支援策の申請支援
- (2) 地域コミュニティや集落営農組織との交流
- 3 その他、本市で営農・生活をする上で必要となる事項について、できる限り支援します。

【その他】

- 1 隊員のスキルアップのため、九州又は全国の隊員が集まる研修会等に参加できます。
※ 経費については市が負担
- 2 隊員期間中に「定住に向けた研修等の経費」や、最終年次又は隊員期間終了翌年に市内で起業する場合に「起業に要する経費」の支援を受けることが出来ます。
- 3 隊員期間終了後に鹿屋市に定住するための活動として副業を許可します。副業は、所定の届出を行ったうえで、勤務時間外に協力隊としての業務に支障のない範囲で行うものとします。
- 4 隊員期間終了後について
- (1) 鹿屋市吾平町の黒羽子観光農園で新たな担い手として開始していただきます。
- (2) 隊員期間終了から作物販売収入が入るまでの間、不安定な期間が発生することや、就農後すぐに、農業機械・資材等の購入が必要になる場合がありますので、就農時までにある程度の自己資金が必要です。